

学校給食費についての大切なお知らせです

熊本市では、令和2年4月から、すべての市立小学校、中学校及び特別支援学校の学校給食費を、熊本市が徴収・支出・滞納管理を行う給食費公会計制度に移行します。

これに伴い、学校給食費のお支払い先が、これまでの各学校から熊本市へと変更になります。

1 学校給食提供申込書を提出してください

給食費公会計制度への移行に伴い、あらためて「学校給食提供申込書」を提出いただきます。

「学校給食提供申込書」は、今年度2学期に、お子さまが通われている学校より配布されますので、学校が定める期限までに提出をお願いします。

2 □座振替でのお支払いをお願いします

学校給食費は、原則、口座振替の方法によりお支払いをお願いします。どうしても口座振替によることができない場合は納付書によるお支払いもできます。

◎来年度4月からは、お子さまが学校に現金を持って行くことがなくなります。

3 学校給食費について

保護者の皆さまにご負担いただく納付額は下表になります。

◎1食あたりの学校給食費の単価は、公会計になることにより変更することはありませんが、今後、消費税の影響等により変わる場合があります。（小学校の一食当たりの単価：243円、中学校の一食当たりの単価：295円）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	5月末日	6月末日	7月末日	9月末日	10月末日
納付額	(小)4,800円 (中)5,600円	(小)4,800円 (中)5,600円	(小)4,800円 (中)5,600円	(小)4,800円 (中)5,600円	(小)4,800円 (中)5,600円
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日	3月末日
納付額	(小)4,800円 (中)5,600円	(小)4,800円 (中)5,600円	(小)4,800円 (中)5,600円	(小)4,800円 (中)5,600円	※

※ 第10期の納付額は、1年間で納付していただかなければならない金額から、第1期から第9期までに納付すべき金額の合計を差し引いた額となります。そのため、学校・学年により異なりますので、毎年3月上旬に皆様へお知らせする予定です。

学校給食費の公会計化に関するお問い合わせは
お子さんが通う学校 又は 熊本市教育委員会事務局 健康教育課へ
☎096-328-2728 fax096-323-8355